

芦屋市公共事業評価監視委員会（第1回） 会議録

日 時	平成20年7月30日（水） 10:00～12:00
場 所	北館4階 教育委員会室
出席者	委員長 森津 秀夫 副委員長 西尾 宇一郎 委 員 羽尾 良三，平山 京子，田中 みさ子 牛田 三千子，根津 圭子，今村 千顯 市 側 山中市長，岡本副市長，大瓦技監 小野下水道事業担当部長，竹中下水処理場長 西村下水道課課長補佐，山下下水道課課長補佐 安堂下水処理場場長補佐，米村下水処理場主査 藪田下水処理場主査，石濱下水道課技師 事務局 藤井都市環境部次長（下水道課長），竹田下水道課主席主査， 宮崎下水道課主査
会議の公表	公開 <input type="checkbox"/> 非公開 <input type="checkbox"/> 部分公開
傍聴者数	0 人

1 議題

芦屋市公共下水道（汚水）及び芦屋市公共下水道（雨水）に係る再評価に関する審議について

2 審議内容等

（事務局 藤井下水道課長）

定刻になりましたので，始めさせていただきます。田中委員さんは，10分程遅れて来られます。

暑い中，御出席いただき，ありがとうございます。

本日は，市職員全員，夏の間，軽装とさせていただいておりますので，御了承ください。

では，開会に先立ちまして，委嘱状の交付式をさせていただきます。

市長が委員の皆様のところに参加しますので，委員の皆様は自席で御起立いただいて，委嘱状をお受け取りください。

．．．．．委嘱状の交付．．．．．

(事務局 藤井下水道課長)

ただいまから、芦屋市公共事業評価監視委員会を開催させていただきます。

なお、本日は当委員会の初めての会議でございますので、議事に入るまでの間、事務局の方で会の進行をさせていただきます。

委員会の開催に当たりまして、山中市長から御挨拶をさせていただきます。

．．．．．市長挨拶．．．．．

(事務局 藤井下水道課長)

続きまして、委員の皆様のお紹介をさせていただきます。お名前をお呼びしますので、恐縮ですが、御起立ください。

名簿の順番に御紹介させていただきます。

なお、田中委員につきましては、来られ次第、紹介させていただきます。

．．．．．事務局より紹介．．．．．

(事務局 藤井下水道課長)

引き続きまして、本日出席しております市側の課長級以上の職員を紹介させていただきます。

．．．．．事務局より紹介．．．．．

(事務局 藤井下水道課長)

次に、会議成立の報告をさせていただきます。

現在、委員 8 名中 7 名出席でございます。委員会規則第 3 条により、過半数の出席をいただいておりますので、会議は成立しております。

続きまして、委員長・副委員長の選出に移らせていただきます。

委員長及び副委員長の選出につきましては、委員会規則第 2 条により、委員の互選となっております。

どのように取り計らいましょうか。

もしよければ、事務局の方で推薦させていただきます。

(異議なしの声)

委員長は森津委員さん、副委員長は西尾委員さんをお願いするということはいかがで

しょうか。

(異議なしの声)

異議なしということでございますので、全員一致で、森津委員を委員長、西尾委員を副委員長ということで決定させていただきます。

それでは、森津委員長、委員長席にお移りいただくようお願いいたします。

よろしければ、一言御挨拶をお願いいたします。

(森津委員長)

委員長に御指名いただきまして、ありがとうございます。

今回、我々は、公共事業の評価、具体的には、下水道事業の評価について審議させていただくんですが、実際、事業の中身を理解しようとするすと、なかなか大変なようです。

ただ、こういう、委員会にかけた公共事業については、評価のマニュアルが用意されていますので、基本的には、それに従えばいいのかなと思っております。

我々としては、それぞれの立場で、一般市民の方より少し踏み込んだ観点から、きちんとした評価がなされているか、事業に疑問点がないかどうか、ということを確認していけばいいのかなと思っております。そのためには、委員全員がしっかりと審議に加わっていくということが必要だと思えます。

私自身、しっかりと努めさせていただきますが、どうぞ、皆さんも御協力をよろしくをお願いいたします。

(事務局 藤井下水道課長)

続きまして、市長から委員長へ今回の再評価の審議依頼書をお渡しします。

・・・審議依頼書の読み上げ・手渡し・・・

(事務局 藤井下水道課長)

誠に申し訳ございませんが、このあと市長は他の公務があり、やむを得ず退席させていただきます。よろしくお願いいたします。

(山中市長)

どうぞよろしくお願いいたします。

・・・市長退席・・・

(事務局 藤井下水道課長)

ここで、資料の確認をさせていただきます。

．．．．会議次第・会議資料等について確認．．．．

田中委員さんが来られましたので、御紹介させていただきます。

．．．．事務局より紹介．．．．

(事務局 藤井下水道課長)

これより、委員会の進行を森津委員長をお願いいたします。

(森津委員長)

会議次第の10番の監視委員会運営要領の説明と承認に入りたいと思います。
事務局から説明をお願いします。

．．．．事務局より説明．．．．

(森津委員長)

なにか質問はございますか。

無いようですので、承認することにしたと思います。

今、御覧いただいた運営要領に、会の公開という項目がありますが、今回の下水道事業の再評価においては、特別に非公開にする事由はないと考えられますので、通常どおり公開としたいと思います。いかがでしょうか。

(異議なしの声)

それでは、傍聴人がおられましたら、入ってもらってください。

(森津委員長)

それでは、これより議事に入っていきたいと思います。

まず、議事の1番目の会議録の署名委員ですが、本日は、牛田委員をお願いしたいと思っておりますので、よろしくをお願いします。

次に、議事の2番目になりますが、評価方法の説明をお願いします。

．．．．事務局より説明．．．．

(森津委員長)

今、説明いただきました内容につきまして、何か御質問等ございましたら、どうぞ。

この委員会の位置づけ，それから，今回対象となる下水道事業の評価の仕方等について御説明いただきましたけれども，よろしいでしょうか。

(事務局 藤井下水道課長)

すいません。この場で，田中委員に副市長より委嘱状を交付していただきたいと思えます。

．．．．委嘱状交付．．．．

(森津委員長)

先ほど説明いただいた内容で，わからない点等ありましたら，あとで御質問いただいたと思いますので，議事の3番目の評価内容の説明をお願いしたいと思います。

(小野下水道事業担当部長)

．．．．下水道事業の概要説明．．．．

(石濱技師)

．．．．再評価内容の説明．．．．

(森津委員長)

以上で説明を終わりました。

若干，時間もありますので，今の説明内容について，御質問等賜りたいと思えます。

その前に，事業再評価書の12ページ・13ページですが，まったく同じものですね。再評価のチェックリストがここに来ないといけないと思えます。12ページ・13ページが同じものになってしまっています。皆さんも，そうですね。

(事務局 藤井下水道課長)

13ページがチェックリストでないにだめですが，選定表が入ってしまっています。こちらの誤りです。これから，御用意しますので，少しお待ちください。

(森津委員長)

はい，どうぞ。

(平山委員)

この再評価書(継続)と書いてある方には，項目7というのがあるのでしょうか。

先ほど見せていただいた，7の費用効果分析調査報告というのは，どのページを見ればいいのでしょうか。

(石濱技師)

再評価の参考資料のほうが，7以降の説明になっています。

(森津委員長)

第2章になっているところですね。費用効果分析手法。15ページ以降。

(平山委員)

はい，わかりました。

(森津委員長)

先ほどの資料で，例えば，事業費の状況で過去10年間の総額が10ページとか12ページにありましたですね。10ページだと，70億という数字が出てくるのですが，それは，14ページでは，どこを見ればその数字が出ているのでしょうか。

(西村課長補佐)

14ページの過去10年間の事業費ですが，下水道の事業費が挙がってしまっていて，南芦屋浜を含めた数字を挙げていますので，10ページ・12ページとの整合性には欠けています。

(森津委員長)

それでは，それがわかるような表が，ここにあったほうがいいわけですね。

(西村課長補佐)

実施のほうはできるんですが，認可計画のほうが区分し難かったものですから，区分していないんです。

(森津委員長)

ただ，この数字の出る根拠がこれだとすると，それが合っていなかったらいいわけですね。

(西村課長補佐)

はい。

(森津委員長)

それから、全体で79億という数字があるわけですね。

(西村課長補佐)

そうです。

(森津委員長)

それと違う数字が出てくるので、わかり難いんですね。

(西村課長補佐)

はい。

実施のほうだけになります、整理をしまして区分させていただきます。

(森津委員長)

それと、全体事業費で見ればいいわけですか。

(小野下水道事業担当部長)

補足します。

14ページに挙げられてます、汚水の市全体の数字ですが、芦屋処理区と南芦屋浜処理区がありまして、その合計が135億9千万と書いています。

(森津委員長)

全体事業費のほうですね。

(小野下水道事業担当部長)

はい。

その内訳が、10ページにありますように、芦屋処理区が70億、残りの南芦屋浜処理区が65億でございます。

その下の雨水のほうでございますが、全体事業費で61億3,600万とあります。これが先ほどの12ページの説明で、芦屋処理区の雨水が49億、南芦屋浜処理区の12億が含まれるということです。

(西尾委員)

非常に難しい話でありまして、委員会としては、ここからどういうふうに。

ひとつは、おそらくチェックリストでやっていいのか、ということが基本的にあるんだと思うんですが。まあ、先ほどのお話から、それはそれでいいんでしょう。

次は、チェックリストでやった場合の結論として、今の評価の話というのは、数字の話が大きいと思うんですが。

それについてどうしろといえますか、これを持ち帰ってよく考えて、次回までに意見を言えとなるのか。その辺がもうひとつ。

(森津委員長)

基本的には、手法としては決められたものだから、それ自体はどうかということはないわけですね。我々としては、それで作業されているところが大丈夫なのかどうか、前提としているようなところが妥当なのかどうか、などを見ればいいわけですね。

(西尾委員)

いや、次回以降がどういう審議になるのかがわからないので、何を質問して、どこまでのことを言ったらいいのかがわからないんです。

(森津委員長)

とりあえず、よくわからないところを聞いていただいたらいいかと思います。

(西尾委員)

そうしますと、よく見てみないとわからない部分があると思うんですが、根本的なことをいくつか教えていただけますでしょうか。

先ず、昭和10年から平成87年までが評価期間ということですね。昭和10年というのは、事業が始まった時ということですね。87というのは、50年間ということでしょうか。

(西村課長補佐)

全体計画ですね。平成37年度に計画終了ということですので、その終了から50年ということになります。

(西尾委員)

さすがに、下水道やなあ、公共事業やなあと思います。

遠大な話でありまして、企業ですと、とうてい考えられない話です。

同じように便益が続くとか、そういう仮定をせざるを得ないんだと思うんですね、この話は。おそらく、実際はかなり変わってくるだろうと。しかし、そんなことを言っても始まらない。

ひとつは、アール(r) 利率4%が決まっているということですね。あれは、それを採らざるを得ない。

それから、高度化処理をした場合の便益なんですが、便益をどういうものを持ってくるのかというのも、やり方が決まってるわけですか。いくつかのやり方があるうちの、あれでやりましたということですか。

(森津委員長)

はい、お願いします。

(石濱技師)

手許の資料の分厚いほう、参考資料になるんですが、25ページ・26ページ。公共用水域の水質保全効果というページなんですが、上のほうに、書きのものが三つございいます。生活排水処理施設の高度化。これが、先ほど説明させていただいたものになります。

2番目に、浚渫事業。3番目に、ノンポイント対策事業。これらの3項目が便益をみる内容となるんですが、これらの中で、浚渫事業というのは、比較的浅い湖沼とか、5メートルくらいの深さのところを浚渫する費用を便益とする事業になりまして、今回の芦屋市にはそぐわないという内容です。

に関しましては、ノンポイント対策事業というのは、全域に雨水管があるというような分流通区域なんですけども、そういったエリアを対象としている便益の算定方法であります。

いずれも、芦屋市にそぐわないということで、1番の方法というのを採用させていただいて、便益を算定しています。

(西尾委員)

そうなんですが、さっきの雨水のほうは、非常にわかりやすいですね。それをきちんとしなかったら、どれだけ被害がでるかという話でして、便益が非常にわかりやすい。

こちらの場合は、それがなかったら、仮定でどれだけお金がかかるかという話なんですけど、代替のやつというのは、例えばですね、これをそのまま流してしまったら、どれだけ環境に被害があるかというような、雨水と同じような考え方ですね。そのまま流したときの被害というのは、代替したときにどれだけコストがかかるかという。

ですから、汚水と雨水でちょっと評価の仕方が違うと。一方は代替で、もう一方は直接展開する。

やり方、そういう場合はこれでやりなさいということは、決まっているわけじゃないんですよね。やりなさいということになっているんですか。

(西村課長補佐)

決まっているんです。

(石濱技師)

今おしゃった、下流域での水質汚濁の被害というのは、例えば、今回、高度処理事業というのを対象にしていまして、例えば、下水道がないところに下水道を始めるとか、面整備を拡大して汚水の処理を普及していくという手法でしたら、下流域での水質の、例えば、農業とか漁業ですね、あとは水道の水源が川の下流域にあるんでしたら、そういった被害を加味できるというのは手法としてはあるんです。それは汚水の面整備を普及していく段階での指標といいですか、そういうのはございます。

ただ、この高度処理に関しましては、そういった項目は無くてですね。

(西尾委員)

なるほど、その三つ項目の中から選びなさいということですね。それと、先ほどの単価3,000円というの、決まっているということですね。

ですから、費用化もマニュアルどおりやらざるをえない、ということになるんですね。

わかりました。それと、前回は継続であるわけですから、10年前も同じような会議があったと。それで、その時の結論とか対応とかを教えていただけたら、役に立つのではないかなと思うんですが。

(小野下水道事業担当部長)

10年前に芦屋処理区でやりました再評価は、汚水事業としましては、六麓荘地区ということで、高級住宅街があるんですが、そこは色々な経過で公共下水道が入っていませんでした。

平成10年に、六麓荘地区の下水道事業をやりますということで、再評価をかけまして、事業は平成18年度に終わりました。ですから、再評価をかけるその時の事業によって、ちょっと違ってくるということです。

今回は、それが終わって100%になり、下水道について次は高度処理をやりますよ、ということです。

(西尾委員)

わかりました。雨水については、同じような。

(小野下水道事業担当部長)

雨水については、同じです。まだ、100%になっていませんので、それを継続してやっていきます。

(西尾委員)

雨水については、前は、どういう話ですか。
どのような説明の報告書で、その対応は。

(大瓦技監)

その当時、普及率が94.8%。それを継続します、ということです。

(西尾委員)

その時は、おそらく継続オーケイだという話だったと思うんですが、何か付帯的にですね。

(大瓦技監)

付帯意見といたしましては、まず、一層のコスト縮減に努められたい。

2番目には、未整備地区の住民に対し一層の情報提供に努められたい。

3点目がですね、既存の浄化槽については、下水道整備までの間、維持管理の徹底を図り機能維持に努めるよう指導されたい。

4点目は、今後も、水処理法について技術的な研究を続けられたい、となっています。

高度処理というのは、大阪湾全体で取り組むことにしておりますので、芦屋市でも、他市と同様に大阪湾全体で高度処理を行うことを前提に進めております。その前提で評価をしていくこととなりますので、芦屋市がしないとどうなるかという評価ではなく、大阪湾全体で決めたということで、共通のマニュアルに沿って、生活排水の高度化処理費用を便益としております。

(牛田委員)

費用効果分析の説明をしていただきました。

費用については、数値がはっきりしていますのでわかりやすいんですが、便益については、いろんな環境とかがあって、数値化するのがちょっと難しいかなという説明に聞こえました。

ただ、水道とか防犯とか、そういう公共の事業については、純経済的に、費用対効果がどうだこうだ、だからどうだ、というのは、ちょっと馴染まないところがあるんじゃないかというように思います。

具体的には、芦屋市の今回の評価というのは、臨港線沿いに下水処理場がございますよね。それを高度処理化するのに、あるいは高度処理化をしないといけないのですが、そのことについては大阪湾に流れ込む環境の問題であり、それはもう決まっていることですので、それについてどのように私たち委員が評価をしますか、ということを相談すればいいということでしょうか。

(小野下水道事業担当部長)

今、牛田委員が言われましたように、そういうことですね。

若葉処理場の、いわゆる高級処理、二次処理とも言いますが、その処理方法の対象は、主にCODとかBOD、有機物の削減、これから問題になりますのは、トータル窒素、トータルりん、これを処理するために高度処理をやります、これを減らしまして大阪湾の赤潮対策をやる、ということです。

今の若葉の処理ですと高級処理ですから、数値で言いますと、窒素がだいたい20ppmで入ってきます。これが今の二次処理ですと、だいたい13ppmくらい、まあ半分までの処理には至っていない。これをですね、半分以下の8ppmくらいまで下げようということです。

それから、りんにつきましては、流入の濃度が3ppm前後、これが二次処理であれば、1ppmをちょっと上回るくらいなんですね。それを0.8ppm以下にしようというのが具体的な目標です。

(森津委員長)

はい。

あまり時間もないんですが、何かありましたら。

(田中委員)

再評価チェックリストの汚水のところの処理場用地の取得状況なんですが、都市計画決定において位置決定済みである、と書かれていて、費用効果の資料のほうの44ページのところで、平成31年・32年に用地費というのが出ているのですが、これがその購入する用地ということなんですか。

(西村課長補佐)

はい、そうですね。

(田中委員)

道路などは位置決定をしても、地権者との調整がつかなくて問題が絶えないということがよくあるんですが、この場合は、この決定している用地というのは、財政的な裏づけは取れているんでしょうか。

(西村課長補佐)

県、企業庁が開発しまして、そこで位置決定しております。

ですから、平成37年の供用に向けて工事をしなくてははいけない、ということです。

(森津委員長)

はい。

(藤井下水道課長)

今の件については、既に都市計画決定をかけていますので、そこでは簡易な建築物しか建てられないことになってます。

(森津委員長)

よろしいですか。

それでは、次回に、今日出た質問に対して、あるいは、また御覧いただいて、他に御質問等あれば、それについてお答えいただくということで。

ここにあるアドレスでよろしいですね。

(森津委員長)

はい。

(事務局 藤井下水道課長)

本日の内容については、質問がたくさんあると思います。会議次第の一番最後のところに、メールアドレスを載せていると思います。あるいはファックスです。次の8月下旬に開催させていただく委員会までに御質問をいただければ、それまでに回答を用意させていただきます。

(森津委員長)

それではですね、だいたい予定の時間が参りましたので、これで議事については、終わらせていただきたいと思います。今日いただきました、それから、今後出させていただきます質問につきましては、次回に回答していただくことにしたいと思います。

次に、一番最後になりますが、今後の委員会日程について、事務局から説明をお願いいたします。

(事務局 藤井下水道課長)

先ず、長い間、説明をお聞きいただきまして、ありがとうございます。

今後の日程なんですが、8月末に第2回の監視委員会を、第3回を9月末ごろにお願いしたいと思います。

第2回の時には、高度処理の処理場を見ていただこうかなと思っております。最初に、高度処理を見ていただいて、その処理場の中に会議室がございますので、そこで、皆さんの御意見・御質問をお聞きしたいと思います。それで、第3回でだいたいまとめてい

ただいて、答申をいただければと思います。

その後、10月にその答申書を県に提出しまして、今年中に国交省に報告書を出すこととなります。

そういうことで、次回とその次の会議の日程を調整させていただきたいと思います。

皆さんからいただいている日程分では、第2回が8月19日と29日、第3回が9月30日と10月2日のいずれかということになっております。

(森津委員長)

連絡いただいている日程調整から、また都合が悪くなったところ、今、2回目については、19日の午後あるいは29日の午後が、比較的出席いただける方が多いというように聞いているんですが、今の両日で御都合が悪くなったという方は居られませんでしょうか。

ということになりますと、2回目は19日か29日、どちらもお一人御都合が悪いと伺っていますが、どうでしょうか。早いほうがよろしいのでしょうか。

(事務局 藤井下水道課長)

できましたら、遅いほうがいいんですが。会議録をまとめて、ホームページ上での公表とかをしますので。

(森津委員長)

ということで、第2回については、29日の午後ということにさせていただきたいと思います。

(事務局 藤井下水道課長)

時間は、2時から4時半くらいまででお願いしたいと思います。玄関くらいに集まっていたら、車で案内させていただきます。

(森津委員長)

それで、第3回のほうですが、今、30日か2日といったところが候補に挙がっています。どちらも、午後ですね。特に、2日が、前の段階では、皆さん問題がないと伺っていますが。

はい、2日がだめですか。

ということになりましたら、30日の午後は、今村委員さん、いかがでしょうか。

(今村委員)

午前中は、クリーン作戦があるんですよね。午後だったら、大丈夫です。

(森津委員長)

では、30日の午後ということによろしいでしょうか。時間は、また改めて連絡をいただくということで。だいたい同じような時間ですね。

そうしましたら、第2回が、8月29日の午後、第3回が9月30日の午後ということで、よろしく願いいたします。

それでは、本日はこれで閉会とさせていただきます。